

NPO法人たんぽぽ

身体拘束等適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。NPO法人たんぽぽでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止の意識を高め、身体拘束をしない支援・介護を実践するため本指針を作成する。

2 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

当法人では、虐待発生防止・身体拘束等適正化に努める観点から、「虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員会」を組成する。なお、本委員会は管理者、サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員、介護職員、看護師等で構成する。

1) 身体拘束等適正化委員会については、虐待防止委員会と一体的に設置・運営するものとする。

2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化委員会は必要な都度委員長が招集する。

3) 身体拘束等適正化委員会は、やむを得ず身体拘束を行う時や解除に向けたモニタリングの際に開催する個別支援会議等と連携し、次の内容を実施する。

① 事業所で身体拘束と考える具体例を検討する。

② 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、身体拘束等について報告する。

③②により報告された事例を集計し、分析する。

④事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。

⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。

⑥適正化策を講じた後に、その効果について検証する。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

1) 身体的拘束等の適正化に向けて、基礎的内容の知識の普及・啓発を図ることを目的に実施する。

2) 研修は年1回以上全職員を対象に開催する。また必要に応じて随時開催する。

4 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
身体拘束等の事例については、その全ての案件を身体拘束等適正化委員会に報告する。

5 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応方針

利用者の個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わない支援・介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最小限の身体的拘束を行うことがある。

1) 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援・介護方法等がないこと。

3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

また、身体拘束を行う場合には、組織による決定と個別支援計画等への記載及び本人・家族への十分な説明を行い、同意を得るとともに、必要な事項の記録及びモニタリングを徹底し、早期の身体拘束解除を目指す。

6 本指針の閲覧に関する基本方針

指針は公表し、利用者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができる。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

身体拘束等の適正化のための職員研修のほか、外部研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

(附則)

この指針は令和4年4月1日より施行する。